

# 令和6年度 長野県私立高等学校等奨学給付金

## 新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）について

### 1 制度の概要

長野県では、希望する方に対し、前倒し給付（4月～6月分）（年額の4分の1に相当する額）を行います。

### 2 支給対象者

令和6年4月1日現在、次の全ての要件に該当する世帯

- (1) 対象となる高校生等が、以下のいずれかに該当すること
  - ① 令和6年4月1日以降に高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、在籍していること。
  - ② 令和6年4月1日以降に高等学校等就学支援事業補助金（専攻科への修学支援）の対象となる高等学校等専攻科に入学し、在籍していること。
- (2) 保護者等（親権者）が長野県内に住所を有すること（住民票を有していること）。
- (3) 保護者等全員の令和5年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円（非課税）、又は令和6年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けていること。

### 3 一人当たりの支給額（支給額の年額の4分の1の額です）

区 分		早期支給額
①生活保護（生業扶助）受給世帯（③に該当する世帯を除く）		13,150円
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円である世帯（上記の生活保護（生業扶助）受給世帯を除く）	第1子の高校生等	35,650円
	通信制以外 ア 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 イ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	38,000円
	通信制	13,025円
③ 専攻科在籍世帯で、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円である世帯		13,025円

#### 4 提出書類

##### (1) 申請者全員が提出するもの

- ① 長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号）

（注）依頼書の表面の右上に赤字で「早期」と記載してください。

- ② 振込先口座の通帳の写し

- ③ 在学証明書（要領様式5）

（長野県内の学校）学校長から提出される一覧表にて代用しますので、個々での提出は不要です。

（長野県外の学校）生徒が在学する高等学校等で証明を受けてください。

- ④ （給付金の受領を申請者以外の第三者に委任する場合）

長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状（様式第5号）

##### (2) 世帯区分に応じて提出する書類

- ① 生活保護（生業扶助）受給世帯

ア 生活保護受給証明書（要領様式3）（福祉事務所等で証明を受けてください。）

令和6年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けていることが確認できるもの

- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に該当

ア 保護者等全員の令和5年度の課税証明書等（原本を提出してください。）

#### 5 提出期限

長野県内の学校：学校から指定された期限までに提出してください。

長野県外の学校：7月12日（金）当日消印有効

#### 6 提出先長野県内の学校：在学する学校に提出してください。

長野県外の学校：下記送付先へ申請書類一式を提出して下さい。

送付先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 県民文化部 県民の学び支援課 私学振興係 宛

#### 7 申請上の注意

残りの月数（7月～3月の9か月）分の給付を希望される場合は、別途、通常の申請が必要となります。

なお、通常の給付金においても給付対象となる方でお急ぎでない場合は、できる限り通常の申請をお願いします。

## 提出書類確認リスト

申請書を提出する前に、次のチェックリストでもう一度確認してください。記入漏れや添付書類に不備があると、申請書が受理できない場合があります。

### 1 長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号）

- 申請書に記入漏れはありませんか。記入例等を参考に確認をお願いします。
- 振込口座は、申請者本人（申請書の申請者欄に記入された方の名義）のものですか。
- 口座番号等がわかる部分の通帳写しを添付しましたか。  
\*金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が記載されている部分の写しが必要です。
- 申請書裏面の誓約事項について、内容を確認しましたか。確認の上、署名の漏れはありませんか。
- 長野県外の私立高等学校等に在学する場合、在学証明書は添付しましたか。

### 留意事項

- ・「誓約事項」において、**基準日現在、生徒本人及び兄弟姉妹（15歳（中学生を除く）以上23歳未満）を扶養していることを確認します。**  
（令和6年度からは、生徒本人及び15歳（中学生を除く）以上23歳未満を扶養している兄弟姉妹の健康保険証の写しは不要になります）  
**該当する者は、申請書内の誓約事項の欄で必ず扶養の申し立てを行って下さい。**

### 2 保護者等の道府県民税所得割・市町村民税所得割の額が確認できる書類

- 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円である世帯に該当する場合、課税証明書、非課税証明書のいずれか原本を添付しましたか。
- 生活保護（生業扶助）受給世帯の場合、福祉事務所長が発行する証明書の原本を添付しましたか。（当該年度の基準日以降に発行されたものに限りません。）

### 3 長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状

（給付金の受領を生徒が在学する私立学校等の第三者に委任する場合のみ提出してください。）

- 給付金の受領を申請者以外の第三者に委任する場合は、長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状（様式第5号）を記入しましたか。

\*申請書に記入された内容や添付書類にて、受給資格の判断ができない場合や記入内容に不明な点がある場合は、追加で書類の提出をお願いすることとなりますので、ご承知おき願います。